

## 他の構成機関との連携に関する課題や対応状況

構成機関名	課題	対応状況
法務省札幌矯正管区	<ul style="list-style-type: none"> <li>少年鑑別所では、子どもの健全育成及び非行防止のために、問題を抱える子どもや、非行・問題行動のある子どもに対して早期の段階から働き掛けを行っていくことができるよう、関係機関と顔の見える関係を築き、実のある連携と適切な支援を実施することが課題である。</li> <li>また、いじめ問題への対応について、少年鑑別所（法務少年支援センター）として、その専門性を活かして、いじめの加害児童生徒への指導・支援に御協力できることはないか、検討している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道警察本部の御協力・御理解を得て、お互いの業務を知るために見学等の機会を積極的に作り、顔の見える関係を築くこと、対象者への相談対応において、必要に応じて相互の協力を得るなどの協働した支援を実施していくことを通じて、連携強化を図っている。</li> <li>いじめ問題の対応について、今後、北海道教育庁、市町村の教育委員会、学校などに赴いて、地域援助による出前授業や心理教育、問題行動に関する教育的支援の実施など、実施可能な支援の説明を積極的に実施していく予定である。</li> </ul>
札幌少年鑑別所	<ul style="list-style-type: none"> <li>非行・犯罪の防止や子どもの健全育成のため関係機関との連携が欠かせないところ、現状では特定の地域や機関との連携に留まりがちであり、資源の少ない地域やこれまで関わりの乏しい機関のニーズを把握し、有効な連携や支援を実施することが課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都心部以外の地域やこれまで関わりの薄い機関等へ向けて協議会の実施や広報により関係機関との連携強化を図るほか、遠隔地からの依頼に対してオンライン会議システムを利用した相談対応を実施している。</li> <li>また、警察の立ち直し支援活動等に寄与するべく、札幌矯正管区の支援も得ながら、警察との連携強化を図っていく予定である。なお、函館少年鑑別支所においては北海道警察函館方面本部と協定締結を行っている。</li> </ul>
さっぽろ若者サポートステーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>7040、8050やヤングケアラーなど、新たな社会課題が表出する現状に対し各構成機関の役割をメンテナンスしながら、新たな役割分担の中での対応が求められている。</li> <li>支援が困難になる場合、コーディネーター役（機関）が不明瞭であることが原因として多く感じる。支援者（機関）を支援する体制構築が土台として必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケース検討やチーム支援会議（課題に対して必要な機関が集まる）を通して支援の隙間を塞ぐための新たな役割をメンテナンスしているところである。</li> </ul>
あさひかわ若者サポートステーション／サポステ・プラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、市（経済部雇用労政係）が窓口となり、若者自立支援ネットワークとして関係機関等と情報を共有する場はあります。しかし機会が限られていることもあり、スムーズな連携が難しい場合もありました。今後、関係機関等と情報共有・連携の機会を増やすとともに、子ども・若者に対して「切れ目のない支援」を行うことが必要不可欠と感じ、課題としています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旭川サポステは、これまでに社会生活に困難を有し、児童養護施設を退所した20代に対して社会的養護自立を支援した方がいます。児童養護施設と適宜連携し、情報共有を密に行った結果、就労に結びつく結果となりました。今後も福祉機関をはじめ専門的な関係機関等と円滑な連携を図り、個人が抱える様々な困難性に対応していきたいと思えます。</li> </ul>
はこだて若者サポートステーション／サポステ・プラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者支援の窓口として、函館市保健福祉部／地域包括ケア推進課／地域包括支援センターへの利用相談者に対し、就労に関しての個別相談や関連するセミナー、職業講話、企業説明会等のご案内周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度は地域包括支援センター拠点毎の個別ご要望に沿っての対応を実施中。</li> <li>来年度に向けては函館市地域包括ケア推進課の主催する、連絡会議・ケース会議等に参加しつつ地域全体に対しての具体的な就労サポートに繋げていく予定。</li> </ul>

## 他の構成機関との連携に関する課題や対応状況

構成機関名	課題	対応状況
とまこまい若者サポートステーション/サポステ・プラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職困難者や引きこもりの方などからの問い合わせもあるが、各機関への紹介やリファアなどの面においては課題もあると思う。総合的な窓口が必要と感じている。(苫小牧市は今年度から開設されている)</li> <li>・北海道内の広い広域での連携ができれば、スムーズに相談も進んでいくと思っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困難者の場合は、市役所や社協などへの相談も行っている。サポステでは、就職支援がメインとなるため、それ以外の相談がある場合には、各担当機関へのリファアも実施している。</li> </ul>
オホーツク若者サポートステーション	<p>①「高校を中途退学する生徒について」の情報が少ないと感じています。学校の先生からの連絡が極めて低いと感じています。平成4年の対応は、4件しかありません。高校を中退する生徒が、オホーツク振興局内でこの数とは思えません。オホーツク若者サポートステーションでは、もっと高校と連絡を取り、中退後のケアを行っていききたいと考えています。</p> <p>②高校卒業後、進学・就職した生徒が、早い時期で退学や退職をしたという情報も入ってきません。高校の先生に面会して、そのようなケースは、「本人・親はほとんど高校に言って来ない」「友達伝いの連絡しか来ない」とのことでした。卒業後、早期に無業になった方の情報収集の方法があればと考えています。</p>	<p>①②高校と連携を取っていくことが重要と考えます。先生、生徒ともに、学校を離れたら、「サポステという支援機関」があるということアピールしていきたくと考えています。北見北斗高校定時制と網走南ヶ丘高校定時制で、「就活講話」としてサポステの存在を生徒にお話しする機会がありました。このような機会を、より多くの高校で実践できれば良いと考えています。</p>
おびひろ若者サポートステーション/サポステ・プラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に、若年層である高校中退及び高校卒業後進学した後、何らかの理由により、実家へ戻り地域社会で生活を送る機会の減少傾向にある。</li> <li>・各自治体での様々な相談窓口があるにも関わらず、利用の仕方が分からないなど、相談するまでに長期化する傾向にあるように考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口のひとつとして、各自治体の相談窓口、自立支援団体、各種協議会などで他機関への情報交換とサポステの利用勧奨について周知活動の強化と自治体と連携依頼をしております。</li> <li>・現在は、個別の相談を主に対応しており、自治体担当者が同行して頂いているケースもあります。</li> <li>・一部管内の学校で実施した、サポステ職員による、進学・就職を控えた3年生の生徒を対象に、進学後、就職後困ったらサポステの利用勧奨を授業で行い、実際に管外の大学へ進学後中退し実家へ戻り、サポステを利用するに至ったケースもありました。</li> </ul>
北海道教育庁学校教育局 生徒指導・学校安全課	<p>①道内においては、生徒が所有するスマートフォンを用いた性的な画像・動画の流出等の事案が、複数発生するなど、わいせつ事案が増加傾向にあり、関係機関と連携した対応が必要である。</p> <p>②いじめ問題に係る学校と警察との連携について、警察との連携の手立てや方法について不安を抱える市町村教育委員会があることから、連携の在り方について周知徹底する必要がある。</p>	<p>①北海道環境生活部くらし安全局道民生活課が作成したリーフレットの配布に協力するなど、性暴力被害者への心と体のケアについて周知している。</p> <p>②学校及び警察が、いじめ事案に関して、適切な連携を求められる体制を構築できるよう、相互のいじめ対応の考え方を理解し、いじめ問題の解決に向けた連携の在り方について考えるよう、合同研修会を開催している。</p>

## 他の構成機関との連携に関する課題や対応状況

構成機関名	課題	対応状況
北海道立教育研究所	<p>1 学校は、地域に存在する関係機関との具体的な連携の在り方について、適切に把握する必要がある。</p> <p>2 学校における「学校いじめ防止基本方針」の策定において、検討段階から、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た方針にする必要がある。また、「学校いじめ対策組織」に、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものを含める必要がある。</p>	<p>1 令和4年度北海道立教育研究所研修講座「児童生徒理解の進め方」において、受講者（20名）は、講師（関西外国語大学 新井肇教授）の講義等を通じて、「地元の関係機関を具体的に知ることの大切さ」や、「保護者・地域・関係機関との連携を進めるためのポイント」について理解を深めた。</p> <p>2 令和4年度北海道立教育研究所研修講座「いじめへの組織的な対応」において、受講者50名は、講師（北海道教育大学札幌校 平野 直己 教授）の講義等を通じて、「学校いじめ防止基本方針」の策定は、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た方針とし、検討段階からこれらの関係者と検討を重ねる必要があることについて理解を深めた。また、「学校いじめ対策組織」のメンバーの人選についても理解を深めた。</p>